

# 住宅支援補助金の併用について (住宅の取得の場合)

## 補助金併用の原則

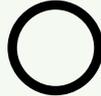
補助対象経費（各補助事業において補助の対象としている費用）が重複する補助事業は、補助事業（国、県、市等の補助事業含む）において、原則として併用ができません。

## 国・県などの補助金との併用

補助対象経費（各補助事業において補助の対象としている費用）が重複せず、かつ、契約を別々で締結する場合、補助金の併用が可能になる場合があります。また、国からの通知等により、例外的に併用が可能になる場合があります。

### 【補助金の併用可・不可について】

#### ◆ 住宅の取得の場合

		併用 可・不可	
<b>新住宅取得推進事業</b> 住宅(空き家)の取得	+	<b>子育て世帯等と移住者への 住まい支援事業</b> 住宅(空き家)の取得	=  ※補助対象経費の重複のため併用不可
<b>新住宅取得推進事業</b> 住宅(空き家含む)の取得	+	<b>結婚新生活支援事業</b> 住宅(空き家含む)の取得	=  ※補助対象経費の重複のため併用不可
<b>新住宅取得推進事業</b> 住宅(新築)の取得	+	<b>子育てグリーン住宅支援事業 (国)</b> 住宅(新築)の取得	=  ※国の通知等により併用可能
<b>新住宅取得推進事業</b> 住宅(新築)の取得	+	<b>県産材を活用したふくいの住 まい支援事業 (県)</b> 住宅(新築)の取得	=  ※県の通知等により併用可能
<b>新住宅取得推進事業</b> 住宅(新築)の取得	+	<b>地域脱炭素移行・再エネ推進 重点対策加速化事業 (市)</b> 住宅(新築)の取得	=  ※国の通知等により併用可能
<b>子育て世帯等と移住者へ の住まい支援事業</b> 住宅(空き家)の取得	+	<b>結婚新生活支援事業</b> 住宅(空き家)の取得	=  ※補助対象経費の重複のため併用不可

# 住宅支援補助金の併用について (住宅のリフォームの場合)

## 補助金併用の原則

補助対象経費（各補助事業において補助の対象としている費用）が重複する補助事業は、補助事業（国、県、市等の補助事業含む）において、原則として併用ができません。

## 国・県などの補助金との併用

補助対象経費（各補助事業において補助の対象としている費用）が重複せず、かつ、契約を別々で締結する場合、補助金の併用が可能になる場合があります。また、国からの通知等により、例外的に併用が可能になる場合があります。

## 【補助金の併用可・不可について】

### ◆ 住宅のリフォームの場合

併用  
可・不可

子育て世帯等と移住者への 住まい支援事業 住宅(空き家)のリフォーム	+	結婚新生活支援事業 住宅のリフォーム	=	×	※補助対象経費の重複 のため併用不可
子育て世帯等と移住者への 住まい支援事業 住宅(空き家)のリフォーム	+	空き家等リフォーム支援事業 住宅(空き家)のリフォーム	=	×	※補助対象経費の重複 のため併用不可
子育て世帯等と移住者への 住まい支援事業 住宅(空き家)のリフォーム	+	県産材を活用したふくいの住 まい支援事業(県) 住宅のリフォーム	=	×	※補助対象経費の重複 のため併用不可
子育て世帯等と移住者への 住まい支援事業 住宅(空き家)のリフォーム	+	地域脱炭素移行・再エネ推進 重点対策加速化事業(市) 住宅のリフォーム	=	○	※国の通知等により 併用可能
空き家等リフォーム支援事業 住宅(空き家)のリフォーム	+	結婚新生活支援事業 住宅のリフォーム	=	×	※補助対象経費の重複 のため併用不可
空き家等リフォーム支援事業 住宅(空き家)のリフォーム	+	県産材を活用したふくいの住 まい支援事業(県) 住宅のリフォーム	=	△	※補助対象経費が重複 しない場合は、併用 可能(契約は別々)
空き家等リフォーム支援事業 住宅(空き家)のリフォーム	+	地域脱炭素移行・再エネ推進 重点対策加速化事業(市) 住宅のリフォーム	=	△	※補助対象経費が重複 しない場合は、併用 可能(契約は別々)